

第 3 章

地域福祉と一体的に展開する取組

1 重層的支援体制整備事業の推進

(岡崎市重層的支援体制整備事業実施計画)

(1) 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業では、身近な拠点の設置とアウトリーチ活動による相談、多機関による包括的な相談支援、住民が主体的に地域の課題を解決するためのつながり力の向上のための参加支援と地域づくりをしていきます。

具体的には、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業から成り、①から⑤までの事業を一体的に実施するための関係機関の支援体制づくりをしていきます。実施体制は下記の表のとおりです。

また、本市は、こども子育てサポートフロア（ここサポ）、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）を統合拠点として設置し、各分野の相談機関や地域型拠点である地域包括支援センターとのネットワークによる、基本型（一部統合型・地域型）の体制を組んでいます。

■重層的支援体制整備事業の実施体制

◎相談支援

機能	事業	相談窓口	設置数	委託
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	基幹型地域包括支援センター	1	有
		地域包括支援センター	20	
	障がい者相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター	1	有
		障がい者相談支援事業所	4	
	利用者支援事業	総合子育て支援センター	1	無
		保健所	1	無
		こども子育てサポートフロア（ここサポ）	1	無
	自立相談支援事業	ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）	1	有
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		—	有
多機関協働事業	多機関協働事業		—	無

◎参加支援

機能	実施機関	委託
参加支援事業	社会福祉協議会	有

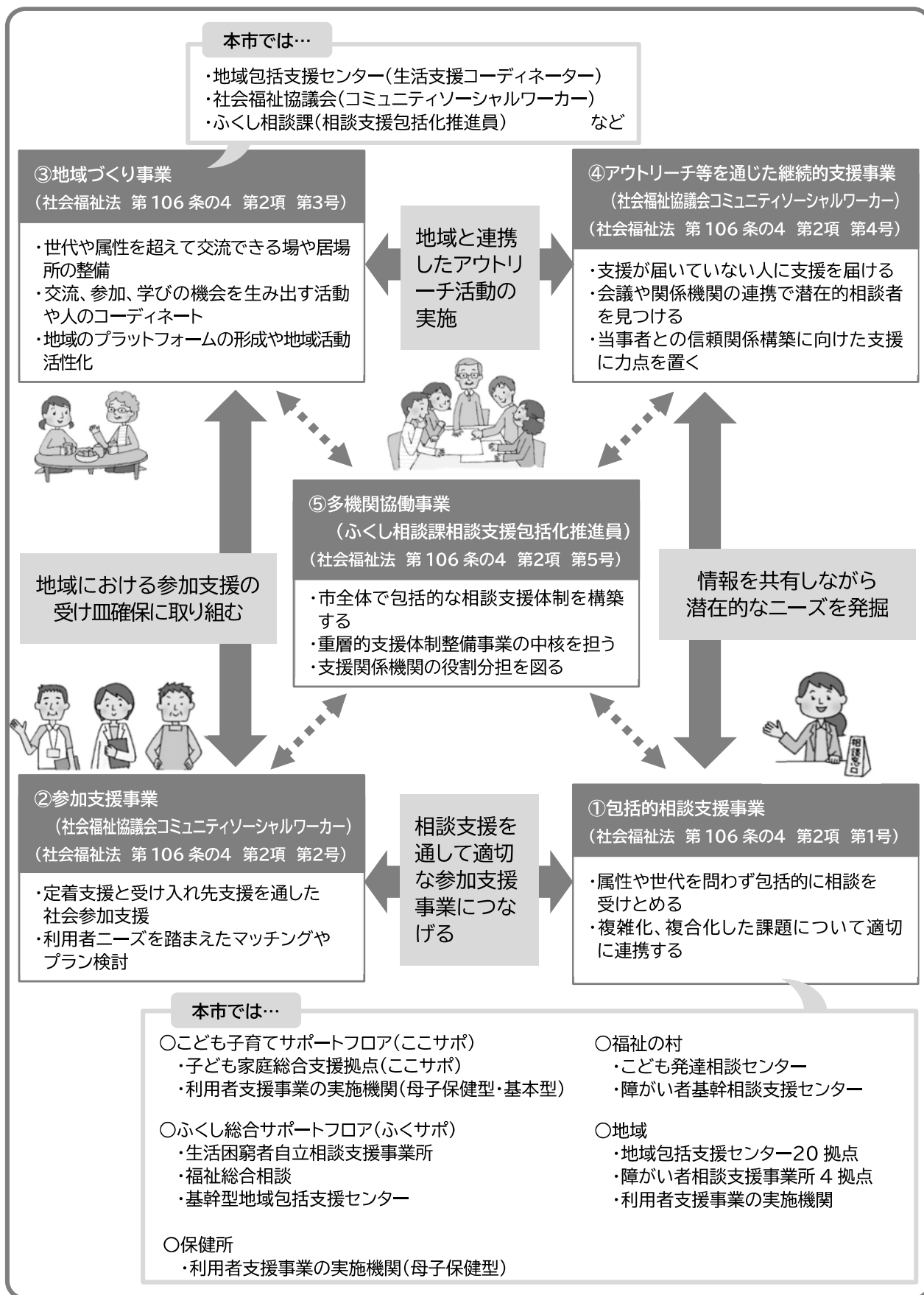
◎地域づくり

機能	事業	実施機関	事業内容
地域づくり事業	一般介護予防事業	市	介護予防教室の実施 ごまんぞく体操の実施
	生活支援体制整備事業	地域包括支援センター	生活支援コーディネーターによる支援
		基幹型地域包括支援センター	生活支援コーディネーターによる支援
	地域活動支援センター事業	愛恵協会	生活支援センター山中の運営
		岡崎ウェルフェアサポート	友愛の家の運営
	地域子育て支援拠点事業	市	つどいの広場の運営
			総合子育て支援センターの運営
			地区子育て支援センターの運営
	生活困窮者等のための地域づくり事業	社会福祉協議会	子ども食堂などへの支援 コミュニティソーシャルワーカーによる支援

■重層的支援体制整備事業の配置人員

事業名	実施機関	実施主体	配置人員
参加支援事業	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	1人以上
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	2人以上
多機関協働事業	市	相談支援包括化推進員	4人程度

■重層的支援体制整備事業の全体像



（２）基本方針

本市では、住民一人ひとりがお互いを認め支えあうことで、誰もが住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができる地域共生社会の実現をめざしています。

近年、これまで家庭や職場・学校などが果たしてきた助けあいや支えあいを受けられない、既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられます。住民一人ひとりが自分らしい生活を送るには、家庭や職場・学校以外の地域やコミュニティの中に多様なつながりや居場所、役割、生きがい、楽しみを見出すことが必要です。地域とのつながりが希薄な世帯については、本人の意向を尊重しつつ、当事者と支援者が多様な方法で継続的につながり関わりあいを持てるように、当事者の力を引き出し課題解決を図るための地域づくりが求められます。

本市では、令和３年４月に「ふくし相談課」を新たに設置し、相談支援の強化を進めてきました。また、額田地域では額田福祉総合相談窓口「ふくまど」を設置し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受けとめ、関係機関へつなぐ体制を整備するとともに、ふくまど季刊誌の発行やアウトリーチ活動を先駆的に進めてきました。各地域では学区福祉委員会が中心となって特性に応じた地域福祉活動が進められています。潜在的な相談者の早期発見においては、民生委員児童委員・主任児童委員、学区福祉委員等をはじめとした地縁組織の果たす役割の重要性が増しています。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源などだけでなく、自治振興、居住支援、農業振興、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会づくりの構築をめざします。

■重層的支援体制整備事業の基本的な理念

- 多様な相談拠点とアウトリーチ活動による身近な相談
- 本人・世帯が抱える困りごとの包括的な受けとめと多機関による包括的な支援
- 信頼関係を基盤とした本人の力を引き出す継続的な支援
- 住民が主体的に地域の課題を解決する力を高める支援
- 市民活動団体や企業などのつながりによる地域づくり

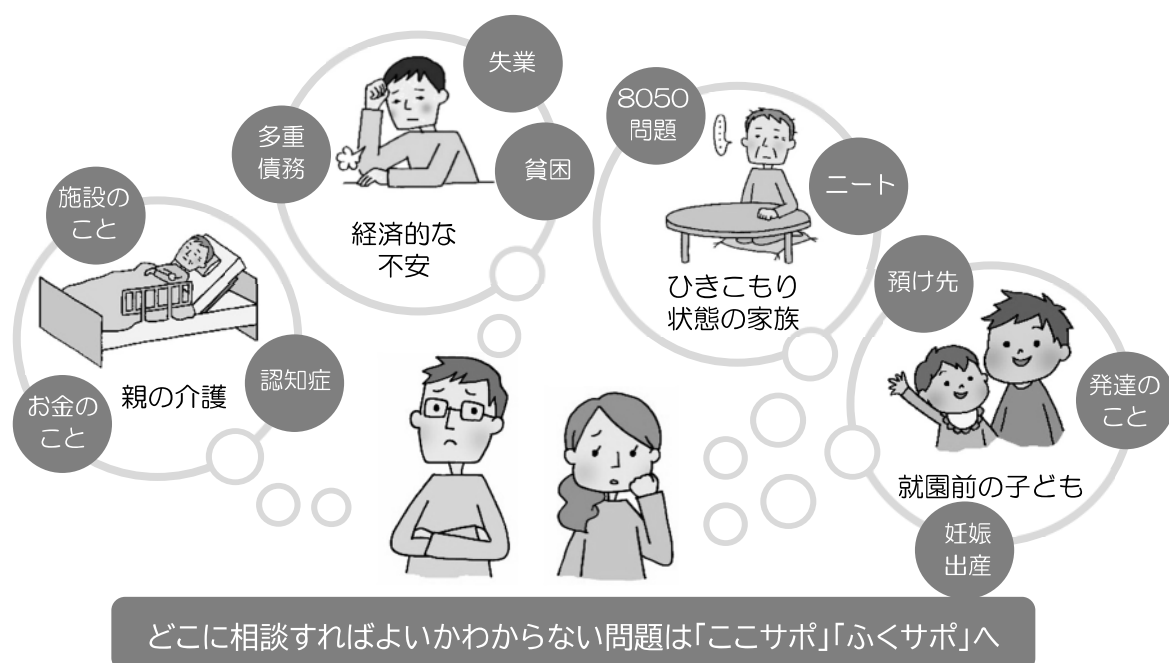
(3) 具体的な取組

① 市役所における総合相談体制の構築

事業の概要

令和3年4月から庁舎内のレイアウトを変更し、こども子育てサポートフロア（ここサポ）、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）に福祉相談支援機関を集約しました。

子育て、介護、生活困窮、障がいなど複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受けとめるための体制を整えました。



本市の方針

住民に相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携や役割の理解に努めます。また、福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けて、相談支援包括化推進員を中心に体制整備に取り組みます。

具体的な取組

妊娠、出産から子育て、保育園・児童育成センター入所に関する事など、子どもや子育てに関する相談は、こども子育てサポートフロア（ここサポ）に集約しました。

介護予防、介護、障がい、生活困窮、医療費など子ども分野以外の福祉に関する相談は、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）に集約しました。

令和3年に新設したふくし相談課には、多機関協働事業者（ふくし相談課）、参加支援事業者（社会福祉協議会）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（社会福祉協議会）、生活困窮者自立相談支援機関（愛恵協会）、基幹型地域包括支援センター（社会福祉協議会）などの窓口を集約しました。

② 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

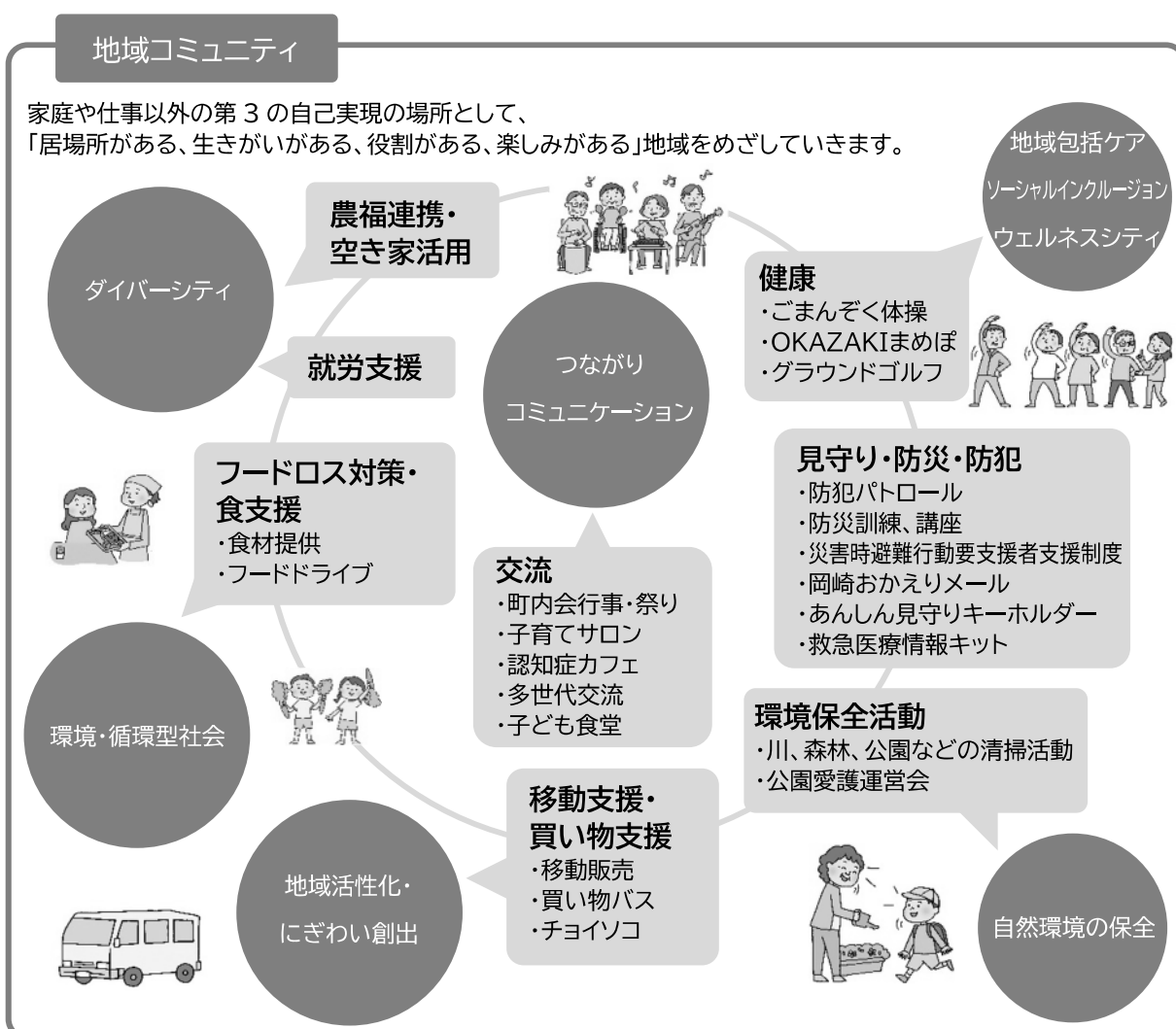
事業の概要

介護保険制度の地域支援事業や生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援制度の生活困窮者支援等のための地域づくり事業をベースとして、分野や領域ごとに行われてきた地域づくりの対象者の拡大、協働、交流、新たな取組を行っていきます。

本市の方針

ひとり暮らし、ひきこもり、退職、生き方の多様化、ICTの発展などにより、家庭や職場・学校以外の今までとは異なる場に、自己実現、居場所、生きがい、役割、楽しみを見出す必要性が高まり、また、それが実現できるように時代は変化してきています。既存の枠組みや価値観だけでは対応しきれない、住民一人ひとりが自分らしい生活を送るために必要なつながりを福祉だけでなく、健康づくり、農福連携、空き家活用、防災・防犯、交通政策など様々な分野の多様な人々と連携してつくることで、地域力を向上させていきます。

■地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティづくり



具体的な取組

市内20か所に設置している地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）に相談支援包括化推進員とコミュニティソーシャルワーカーを、地域拠点のモデルである額田福祉総合相談窓口コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターをそれぞれ配置します。

これまで学区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、総代会、老人クラブ、医療機関、介護サービス事業所、ボランティアなどとともに実施してきた生活支援体制整備協議体やごまんぞく体操、認知症カフェ、ひとり歩き搜索訓練、子ども食堂、災害時避難行動要支援者の見守り活動、買い物支援、企業の社会貢献活動、移動支援などを連携して実施していきます。

本市では、異なる地域性の中で、小学校区や町内会ごとに数々の特色ある取組が行われています。生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員等は、既存の会議体を活用し、また、必要に応じて地域のプラットフォームを構築し、定期的に意見交換することで、支援者のスキル向上と情報共有によるつながり力をアップしていきます。

また、第1層生活支援コーディネーターとともに、公園や空き家を利用した交流や健康づくり、企業と連携した終活の普及、地域情報の発信など福祉分野以外の関係機関・団体・企業などとのつながりを強化しながら居場所と役割のあふれる地域コミュニティづくりを進めます。

③ 包括化・重層化による伴走支援

事業の概要

福祉における様々な相談拠点において、包括的な相談の受けとめを行います。複合的な課題により支援調整が必要な場合は、多機関協働事業につなげ重層的支援会議にて情報共有・役割分担を行い、継続的な支援の在り方を検討していきます。参加支援や地域づくり事業において、居場所やつながり先を増やし、個々のニーズに合わせた支援を行っていきます。

本市の方針

制度の狭間や相談すべきことがわからないなどの理由により、既存の制度から漏れてしまったり支援が遅くなってしまうたりすることを防ぐために、アウトリーチ活動も含めて様々な相談支援機関が包括的な相談の受けとめをしていきます。

個別の課題解決だけでなく、本人と支援者がつながり続けることができるアプローチをすることで伴走支援ができる体制をめざしていきます。

また、性別や年齢、国籍、家族形態などにより生き方の選択肢が狭められたり社会的に排除されてしまったりすることなく、多様性を社会が受けとめ認めあい安心して暮らすことができるよう地域共生の理念を普及していきます。

具体的な取組

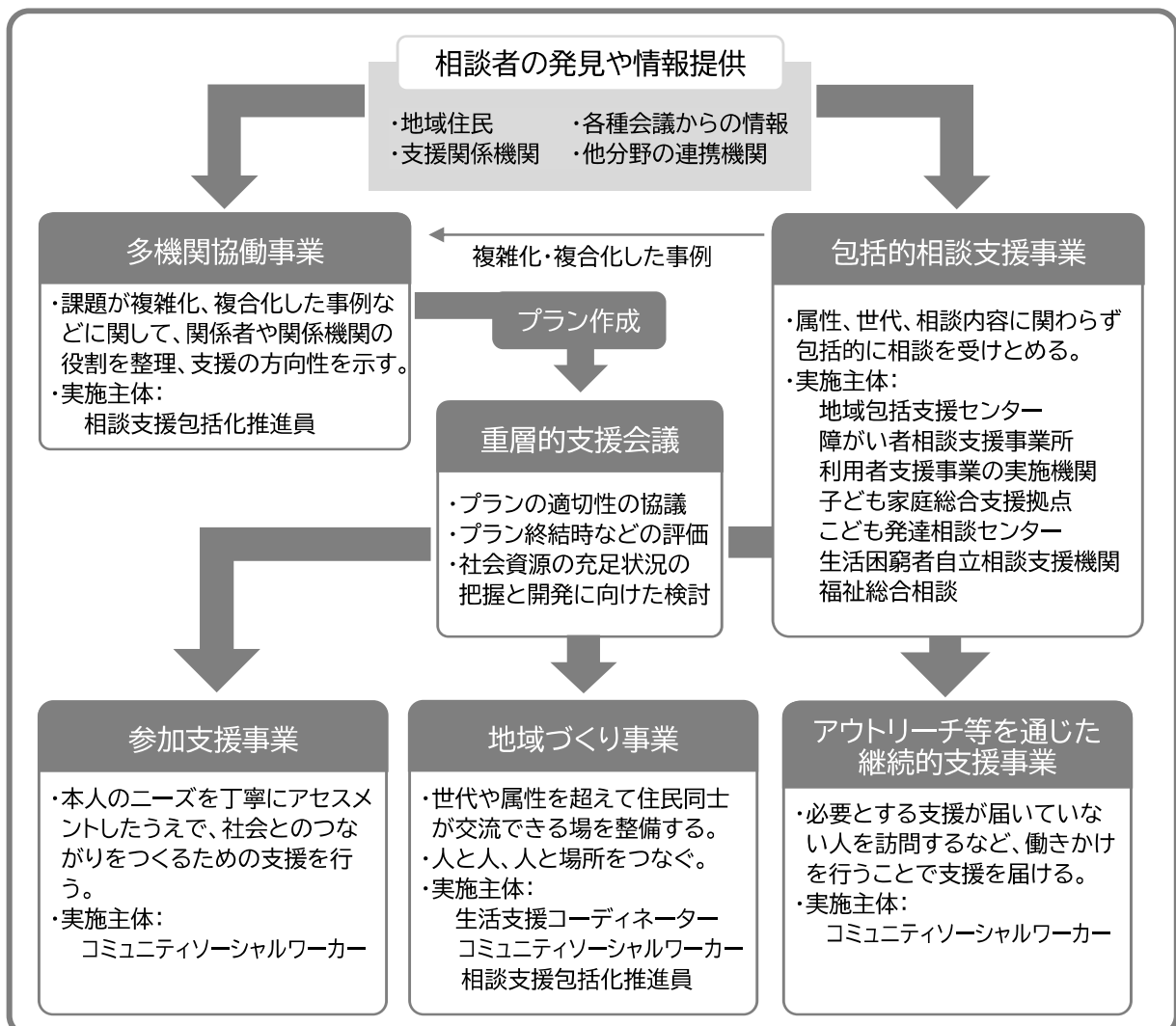
岡崎市福祉総合サポート会議「ふくサポ会議」は、社会福祉法第106条の6の規定に基づき設置し、地域において関係機関などがそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう努めていきます。

様々な分野にまたがる複合的な課題については、多機関協働事業において支援調整や支援プランの作成を行い、多機関による包括的な支援ができるよう努めていきます。

重層的支援会議は、月1回定例開催します。そのほか、ケース会議など既存の会議を利用し、兼ねることで随時開催します。重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるよう、多機関協働事業における①プランの適切性の協議、②プラン終結時などの評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行い、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業をはじめとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性を検討し、包括的な伴走支援ができる体制をめざします。

支援の中で必要とされる住まい、居場所や就労先など、個別性に合わせたつながり先を見出すための参加支援を居住支援や就労支援など多機関と連携して地域づくりと一体的に実施していきます。

■重層的支援体制整備事業の進め方



2 SDGsの推進

(1) SDGsの概要

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



(2) 岡崎市におけるSDGsの方向性

本市は、経済・社会・環境の三側面における課題を統合的に解決する「“みなも”きらめく 公民連携サステナブル城下町 OKAZAKI～乙川リバーフロントエリア～」を展開するなど、SDGs達成に向けた取組を先導的に進めてきました。このような取組が評価され、令和2年7月には内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。

これを受け、本市では「岡崎市SDGs未来都市計画」を策定し、2030年のあるべき姿を設定しています。その中では、「三世帯同居・近居が進む地元で愛されるまち」をめざし、乙川リバーフロントエリアでの取組や、本市ならではの資源、強みを内外に発信し、まちへの誇りと地元愛を育むことが示されています。

(3) SDGsを踏まえた本計画における方向性

全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、福祉分野においては、社会的に弱い立場にある人々も含むすべての人を地域社会で受入れ、ともに生きていく社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を推進してきました。これは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすSDGsの理念と共通するものであり、本計画の推進にあたり、SDGsの視点を取り入れ、本市の地域福祉施策を展開します。

3 成年後見制度の利用促進

(岡崎市成年後見制度利用促進計画)

(1) 計画策定の背景

私たちは日々の生活などにおいて「給料や年金をどのようなことに使うか」「休日になにをするか」など、様々な「意思決定」をして暮らしています。このように自分自身の意思に基づいて暮らし方を決めることが大切である中で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、お金や財産の管理、福祉など社会サービスの利用について不合理な意思決定をしてしまったり、困った状況に陥っている人（以下、「本人」という。）がいます。

成年後見制度はノーマライゼーションや自己決定権の尊重などの理念と、本人保護の理念との調和を基本的な考え方とし、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。）や任意後見人が、本人に代わって契約などを結び社会サービスの利用につなげたり、財産の管理をすることにより、その人の生命・身体・自由・財産などの権利を守る制度です。

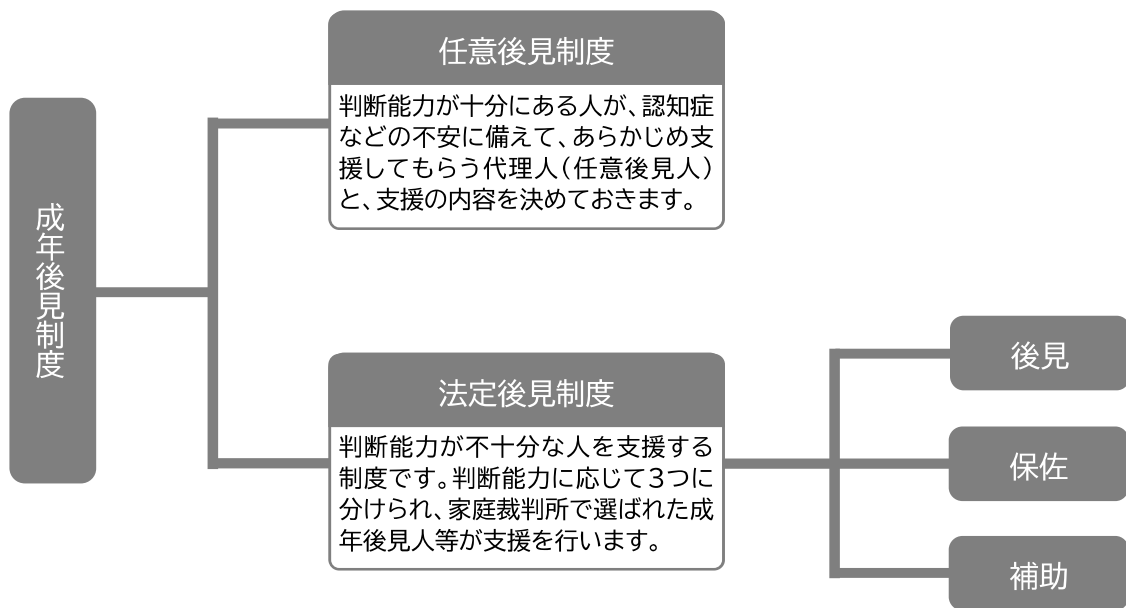
本市においても成年後見制度の利用者は年々増加していますが、高齢者や障がい者の人数に対しまだまだ少なく、制度の認知度も低いのが現状です。しかし、今後社会参加する障がい者や認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のニーズも高まっていくことが予想されます。

また、本市では「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりが生きがいをもって地域をともにつくる「地域共生社会の実現」をめざしています。たとえ判断能力が不十分であっても、地域社会に参画しその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用の促進を含む権利擁護支援の仕組みをつくることで、地域共生社会を推進します。

このような状況の中、権利を守る手段のひとつとして必要な人が成年後見制度を利用できるよう「岡崎市成年後見制度利用促進計画」を策定し、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざします。

（この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村計画です。）

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の種類

類型	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権限	すべての契約などの代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く	財産上の重要な契約などの同意・取消と本人の望む代理	本人の望む契約・手続などの同意・取消や代理

(2) 基本方針

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域・福祉・司法など多様な主体が関わる地域連携ネットワークを構築します。

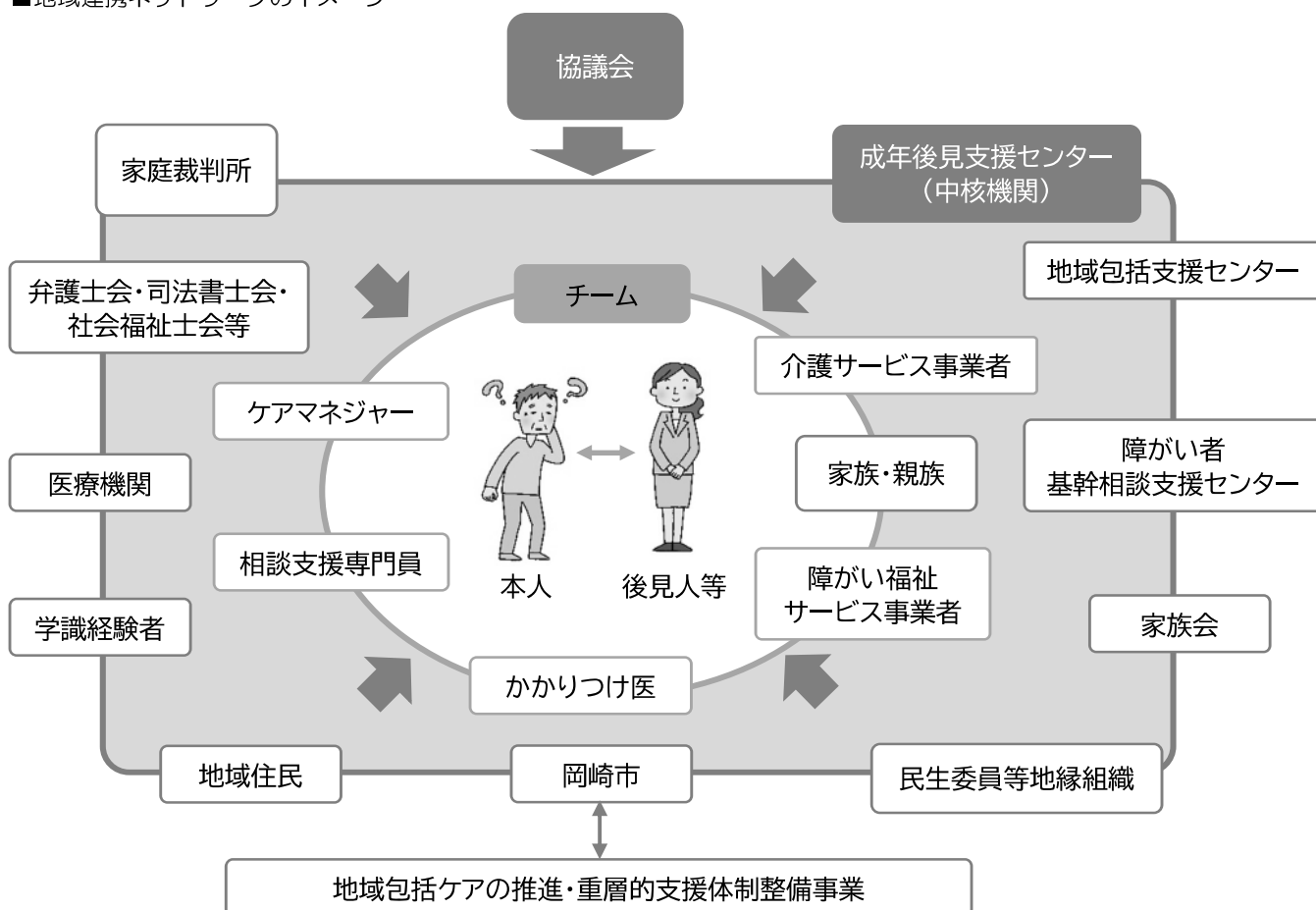
また、岡崎市成年後見支援センターがその中核となる機関（以下、「中核機関」という。）として地域連携ネットワークのコーディネート機能を担うことで、多様な主体や既存の仕組みとの有機的な連携を図り、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり

地域全体の見守り体制の中で権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、尊厳をもったその人らしい生活が継続できる形で成年後見制度の利用が促進されるよう、行政機関、専門職団体、福祉事業所、家庭裁判所等の協働にくわえ、地域住民の参画を得ながら権利擁護の地域連携ネットワークを構築します。

地域の仕組みは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」で構成します。

■地域連携ネットワークのイメージ



チーム とは・・・??

本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、協力して必要な対応を行う仕組み

協議会 とは・・・??

以下の事項に関して検討を行う会議体のこと。

- ・成年後見制度の利用促進に関すること
- ・司法、医療、福祉などの分野における地域連携による権利擁護支援に関すること
- ・成年後見支援センターの運営状況の評価、検討

② 中核機関の設置

中核機関は、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを担うとともに、広報・啓発をはじめとする様々な事業の実施により、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

現在、成年後見制度に関する相談窓口、広報・啓発、専門相談を実施している岡崎市成年後見支援センターを中核機関とします。

③ 重層的支援体制整備事業との連携

重層的支援体制整備事業も成年後見制度利用促進に係る取組も、地域の多様な主体が連携して包括的な支援体制をつくり、地域共生社会の実現をめざす点で共通しています。

これら二つが連携することで、包括的支援事業やアウトリーチ活動による支援から本人の早期発見や、中核機関が必要に応じて重層的支援会議や「ふくサポ会議」に参加することにより、本人の意思の尊重や権利擁護の視点を取り入れた支援プランの作成が可能となります。

両者の制度をそれぞれの支援機関が相互に理解し、連携を図ります。

④ 成年後見制度の利用の促進

経済的な理由により成年後見制度が利用できないことのないよう、成年後見人等への報酬の支払いを助成する「岡崎市成年後見制度利用支援事業」を引き続き実施するとともに、利用者ニーズに合わせて事業を拡大します。また、養護者等による虐待を受けていたり、受けるおそれのある高齢者や障がい者が成年後見制度を利用できるよう、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター等関係機関と連携し、必要に応じて市長申立てを行います。

⑤ 不正防止の取組

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、成年後見人等が孤立することなく日常的に相談などを受けられる体制を整備することで、不正防止の効果が期待できます。

（３）具体的な取組

① 広報機能の充実

成年後見制度や権利擁護に関する周知を行うことで、成年後見制度や権利擁護を必要とする人の早期発見や適切かつ迅速な支援につなげます。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	パンフレットの作成・配布	本市における成年後見制度の仕組みに関するパンフレットを作成・配布し、市民への周知に活用します。（行政・中核機関）
2	出前講座や講演会の開催	成年後見制度に関する出前講座や講演会を開催します。（中核機関）
3	勉強会の開催	ふくし相談課や長寿課、障がい福祉課と連携し、福祉施設向けの勉強会を開催します。（中核機関）
4	終活を通じた周知	終活ノートや終活スゴロク、終活サポート事業などの終活に関する支援を通じて、成年後見制度の周知を図ります。（行政）
5	各課と連携した周知	本人や家族にふくし相談課や長寿課、障がい福祉課窓口等で周知を図ります。（行政・中核機関）
6	関係団体との連携	専門職団体などの広報活動と連携し幅広い周知に取り組みます。（行政・中核機関）

② 相談機能の充実

専門職団体や関係機関などと連携し、成年後見制度や権利擁護に関する相談体制を整備するとともに、相談者の状況に応じ適切な支援につなげます。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	市民及び関係機関への中核機関の周知	中核機関として、成年後見支援センターの相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を図ります。（中核機関）
2	中核機関へのつなぎ	関係機関が受けた相談が中核機関につながる相談体制を構築します。（行政・中核機関）
3	アセスメントの実施	関係機関や本人からの相談に応じ、アセスメントや申立ての支援を行います。また、福祉サービスや医療ケアが必要な場合は関係機関へつなぐなど連携を図ります。（中核機関）
4	相談体制の充実	認知症や障がい特性に応じた相談対応や支援体制の構築を検討します。（行政・中核機関・協議会）
5	専門職相談会の実施	成年後見制度の利用を考えている人が、弁護士等に相談できる専門職相談会を実施します。（中核機関）

③ 受任調整（マッチング）等の支援

家庭裁判所が適切な後見人を選任することができるよう、本人を取り巻く支援の状況などを家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を行います。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	受任調整の仕組みづくり	新たに受任者調整会議を設置し、本人に適切な後見人候補者の推薦に努めます。（中核機関）
2	関係機関との連携強化	本人に適切な後見人候補者の推薦につながるよう、家庭裁判所や専門職団体と情報交換・調整を密に行います。（中核機関）

④ 担い手の育成

権利擁護や成年後見制度を担う人材を確保するとともに、担い手の育成や担い手への支援を行います。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	法人後見のニーズなどの把握	法人後見のニーズ・状況などを把握・検討します。（行政・中核機関・協議会）
2	担い手の養成	市民後見人の養成について検討します。（行政・中核機関・協議会）

⑤ 後見人への支援

専門職団体や関係機関などと連携し、後見人等に対する活動支援や相談への対応などを行います。

No.	取 組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	親族後見人に対する中核機関の周知	地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、居宅介護支援事業所等を通じて親族後見人に中核機関が相談機関であることを周知します。（行政・中核機関）
2	親族後見人を支援する仕組みづくり	親族後見人について、申立てから就任後の継続支援までを視野に入れた支援の仕組み（親族後見人相談会等）を検討します。（行政・中核機関・協議会）
3	専門職後見人の活動支援	専門職と関係機関が連携した地域連携ネットワークにより、専門職後見人の活動の支援を行います。（行政・中核機関・協議会）

4 再犯防止の推進（岡崎市再犯防止推進計画）

（１）基本方針

全国で刑法犯検挙率は平成 16 年から減少傾向にありますが、一方で検挙者数に占める再犯数は上昇し続けており、約半数に達しています。住民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。

このような中、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。同法には、再犯の防止等に関する施策の推進を図るため、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても再犯防止計画を勘案した「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されており、平成 29 年 12 月には国の計画が策定されました。これを受けて本市においては、「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画と一体的に策定します。

犯罪や非行をした人（以下、「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないために「息の長い」支援が求められます。

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、官公庁、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組みます。また、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充をめざします。

（２）具体的な取組

① 住居・就労の確保など

適切な住居と就労の確保は、地域社会で生活するうえで前提となるものであり、再犯防止の観点からも重要です。犯罪をした人等の住居・就労の確保のための取組を実施します。

No.	取 組	内 容
1	各種支援へのつなぎ	犯罪をした人等に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や住宅セーフティネット制度など、各種支援につなぎます。
2	就労を希望する障がい者に対する就労支援	就労を希望する障がい者に対しては、就労継続支援や就労定着支援を通じて、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。
3	協力雇用主、協力事業主の周知、確保	雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主または協力事業主の意義を周知し、新規開拓に努めます。

② 高齢者または障がい者への支援

犯罪をした人等のうち、高齢や障がいを持つなど複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人に対する支援を行います。

No.	取 組	内 容
1	関係機関との連携強化	地域における見守り支援などによって支援対象者の早期発見に努め、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関との連携を図ります。
2	総合相談体制の充実	様々な課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人に対し、総合的に相談できる体制の充実を図ります。
3	日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業に基づき、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助などの支援を行います。くわえて、成年後見制度の利用促進も図ります。

③ 更生保護に携わる団体などの支援と関係機関の連携強化

保護司会をはじめとする各更生保護団体や更生保護施設、関係機関の活動を支援するとともに一層の連携強化を図ります。

No.	取 組	内 容
1	更生保護活動に取り組みやすい環境づくり	更生保護活動の拠点となる「岡崎更生保護サポートセンター」の運営や様々な更生保護活動への継続的な補助・支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。
2	更生保護活動への参画	実施される活動や行事に対し積極的に参画し、さらなる発展をめざします。
3	関係機関へのつなぎ	犯罪をした人等が必要に応じた支援が受けられるよう、関係機関に迅速につなげます。
4	関係機関などとの福祉に関する情報の共有	保護観察所や矯正管区、矯正施設、法務少年支援センター等と福祉サービスに係る情報の提供・共有に努めます。

④ 更生保護に関する広報・啓発活動の推進

再犯防止施策を推進するためには、市民の理解を深めることが必要不可欠です。再犯防止や更生保護に関する取組の周知を行うとともに、取組への市民の理解促進を図ります。

No.	取 組	内 容
1	「社会を明るくする運動」の広報・周知	7月の再犯防止啓発月間における、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。
2	薬物乱用防止に関する支援	薬物乱用問題に関する街頭キャンペーンなどの啓発活動の支援を継続的に行います。また、主に若年層に対して実施されている薬物乱用防止教室の普及に努めます。
3	更生保護活動に関する情報の周知	更生保護活動に関する情報を市ホームページなどで広く周知し、市民の理解促進に努めます。

⑤ 再犯防止推進を図るための協議体の設置

再犯防止施策を推進するため、各更生保護団体や更生保護施設、関係機関が情報共有を行い、抱える課題や今後の取組を検討する機会を設けます。

No.	取 組	内 容
1	協議体の設置	市役所内関係各部署、保護観察所、矯正管区、矯正施設、保護司会、協力雇用主会、協力事業主会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設等と連携し、協議体の設置をめざします。